

北海道選挙管理委員会告示第28号

平成31年4月21日執行の芽室町議会議員選挙における当選の効力につき、  
審査申立人奈良隆二からの審査の申立てに対し、次のとおり裁決した。

令和元年9月26日

北海道選挙管理委員会委員長 水 城 義 幸

## 裁 決 書

河西郡芽室町東9条5丁目2番地7

審査申立人 奈良 隆二

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和元年6月1日付けで提起された平成31年4月21日執行の芽室町議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、北海道選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

### 事 案 の 概 要

申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、芽室町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）に対して平成31年4月30日付けで異議の申出をしたところ、町委員会は令和元年5月28日付けで、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」という。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙における当選人広瀬重雄（以下「当選人」という。）の当選を無効とする旨の裁決を求め、本件審査の申立てをしたものである。

当委員会は、本件審査の申立てを適法なものと同認め、町委員会から弁明書及び関係書類を、申立人からは反論書及び関係書類をそれぞれ徴した。また、職権により現地事務調査を行い、これらを慎重に審理した。

### 裁 決 の 理 由

#### 1 申立人の主張の要旨

申立人から提出のあった本件申立てに係る審査申立書及び反論書に記載され

た申立人の主張の要旨は次のとおり解する。

- (1) 町委員会による本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定書は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第50条の規定による裁決書を決定書に偽計した違法なものであることから、原決定は無効である。
- (2) 町委員会は、行政不服審査法に定める反論書、弁明書、意見書及び証拠書類等の作成を妨害した違法なものである。
- (3) 当選人は、十勝広域森林組合の代表理事組合長の職にあるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第104条に規定する当選人であり、当選の告知を受けた日から5日以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、当選を失うものである。

## 2 町委員会の弁明の要旨

町委員会から提出のあった弁明書に記載された主張の要旨は、次のとおりと解する。

- (1) 上記1（1）の主張について、公職選挙法第206条第1項の異議の申出に対する決定を、同法第215条の規定に基づき決定の交付及び告示を行ったものであり、偽計行為であるという申立人の指摘は当たらない。
- (2) 上記1（2）の主張について、公職選挙法第216条の規定による行政不服審査法の準用規定により異議の申出の手続きを行っており、申立人の指摘は当たらない。
- (3) 上記1（3）の主張について、当選人に聴取を行い、法人の代表取締役、理事及び代表理事に就いていることを確認し、町との請負関係を調査したが、いずれも地方自治法第92条の2の規定に抵触するものではない。

## 3 当委員会の判断

当選の効力を争う争訟において当選無効原因となり得る違法事由については、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その（当選無効）原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違

法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決・判例タイムズ805号249頁）

これを踏まえ、以下、申立人の主張する理由について、本件選挙における当選人の当選が無効とされる場合に該当するか否かを判断する。

まず、上記1（1）及び（2）の主張については、当選人決定についての違法とは直接関係のない主張であり、本件選挙における当選を無効としなければならない事由とは認められないことから、申立人の主張は採用することができない。

次に、上記1（3）により、申立人は、当選人が町に対して、地方自治法第92条の2に規定する関係を有する者であり、当選の告知を受けた日から5日以内に同条に規定する関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、当選を失うと主張していることから、この点について検討する。

#### （1）兼業禁止規定の趣旨

地方自治法第92条の2は、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人であること、又は「主として同一の行為をする法人」すなわち当該普通地方公共団体に対する請負を主な業務とする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない旨を規定し、公職選挙法第104条は、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙における当選人で、当該普通地方公共団体に対し地方自治法第92条の2に規定する関係を有する者は、当選の告知を受けた日から5日以内に、その関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、当選を失う旨を規定する。

その趣旨は、「普通地方公共団体の議会の議員や長が当該普通地方公共団体の公金を継続的に自己の営業上の所得とすることになると、当該議員、長たる地位を自己の営業の利益のために利用するおそれが生ずるので、これを未然に防止することにある。」（平成15年12月25日東京高等裁判所判決）とされている。

そして、「主として同一の行為をする法人」とは、当該普通地方公共団

体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すものであり、この規定の意義に照らせば、当該普通地方公共団体に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に当たるといふべきである。そして、請負量が全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が議員、長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っているような事情があるときには、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に該当するものと解すべきである。」（昭和62年10月20日最高裁判所第三小法廷判決）

## （2）請負の意義

地方自治法第92条の2にいう「当該地方公共団体に対する請負」とは、「必ずしも仕事の完成に対し報酬が支払われる狭義の請負関係に限らず、広く営利的、経済的な取引契約を含むものであり、地方公共団体の議員、長に対し、兼業禁止という経済的な身分的制約を課していることからすれば、それは少なくとも業務としてなされる一定の時間的継続性又は反復性を有する取引契約であることを要すると解される。」と解釈されている。（平成15年12月25日東京高等裁判所判決）

## （3）証拠等により認められる事実

### ア 当選人と法人の関係

立候補届とともに提出のあった履歴書、町委員会による当選人への聴取内容及び法人登記事項証明書によれば、当選人は「弥生メンテナンス有限会社代表取締役」、「学校法人十勝立正学園理事」及び「十勝広域森林組合代表理事組合長」に就いていた。

### イ 町に対する請負量及び法人の全体の業務量

本件選挙執行時から過去5年間について、法人の全体の業務量に占める町に対する請負量の比率（以下、「請負比率」という。）を算定するため、町に対する請負量及び全体の業務量を調査した。

#### （ア）弥生メンテナンス有限会社

平成26年度から平成30年度において、町と弥生メンテナンス有限会社

の間の請負等を調査したところ、平成26年度の1件のみ確認した。

なお、平成26年度の事業総収益は決算報告書により確認した。

(イ) 学校法人十勝立正学園

平成26年度から平成30年度において、町と学校法人十勝立正学園の間の請負等を調査したところ、0件であった。

(ウ) 十勝広域森林組合

平成26年度から平成30年度において、町と十勝広域森林組合の間の請負等を調査したところ、平成26年度は122件、平成27年度は113件、平成28年度は112件、平成29年度は110件及び平成30年度は99件の請負を確認した。

また、森林保険料が確認されたが、これは(国研)森林保険センターを保険者に、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災等による損害を総合的に補償する保険に対する払込保険料であり、十勝広域森林組合は、(国研)森林保険センターからの委託により、加入申込み受付、保険料の受領等の事務を行っているものであるから、町に対する請負には当たらない。

更に、請負のほかに①芽室町民有林鼠駆除事業奨励金、②芽室町民有林間伐促進事業補助金、③芽室町民有林造林推進補助金の3種類の補助金が確認された。

これらの補助金の請負該当性を判断するために、各補助要綱等によりその目的を確認したところ、いずれの補助金も町内に山林を所有する者が組合を代理人と定めて補助金の交付申請及び受領を委任することから、これらの事業の完成の対価として支払われるものでなく、補助自体が営利的、経済的な取引行為として行われるものには当たらない。

なお、平成26年度、平成27年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度の事業総収益は事業報告書により確認した。

(5) 判断

上記4(3)により、弥生メンテナンス有限会社については、平成26年度の事業総収益は1500万9976円、町に対する請負による収入7万2360円で、請負比率は0.48%である。

また、十勝広域森林組合については、平成26年度の事業総収益は25億1006万8408円、町に対する請負による収入6230万7034円で、請負比率は2.48%、平成27年度の事業総収益は24億4880万8055円、町に対する請負による収入7947万4492円で、請負比率は3.25%、平成28年度の事業総収益は25億4607万3919円、町に対する請負による収入7034万4387円で、請負比率は2.76%、平成29年度の事業総収益は27億7195万4756円、町に対する請負による収入7953万9906円で、請負比率は2.87%、平成30年度の事業総収益は27億1950万6194円、町に対する請負による収入8110万8610円で、請負比率は2.98%である。

これらのことから、平成26年度から平成30年度における各法人の町に対する各請負量は全体の各業務量の半分を超えない。

また、東京高等裁判所の裁判例（平成15年12月25日東京高等裁判所判決）において「本件協議会の平成13年度、14年度の請負比率は45.6%ないし47.30%であり、町に対する請負量は全体の業務量の半分を超えていないが、その割合からして当該請負が本件協議会の業務の主要部分を占めていることは明らかである。」とされているが、札幌高等裁判所の裁判例（昭和58年3月1日札幌高等裁判所判決）において「本件組合の本件選挙執行時に最も近い昭和53年度における総事業収入は金185,135千円で、そのうち下川町に対する請負による収入は金61,214千円となり、後者の前者に占める割合は約33パーセントになる。」、「地方自治法142条後段の規定にいう「主として同一の行為をする法人」（本件では、その主として同一の行為として、請負をなす法人かどうか問題となつていただけであつて、他の条項部分に該当するかどうかは問題となつていない。）の意義は必ずしも明確ではないが、少なくとも当該法人にとつて当該公共団体に対する請負の取引額、すなわち当該法人の総事業収入額の半額を超える請負取引であることを必要とすると解されるところ、本件組合の右事業年度における右割合がそれ以前の事業年度と比べて特異的に低率であつたことを窺わせるような格別の証拠は存しないので、本件選挙執行当時下川町は、本件組合にとつてもつとも重要な取引先であつたということはできるにしても、いまだ同町に対する請負が本件組合の業務の主要部分を占めていたとまではいい難く、そうすると本件組合は、同町に対する関係において兼業禁止法人には該当しないというべきである。」とされている。

このことから、本件選挙における各法人の町に対する各請負量は、弥生メンテナンス有限会社については平成26年度の請負比率0.48%であり、十勝広域森林組合については平成26年度から平成30年度において請負比率2.48%から3.25%であることから、兼業禁止法人には該当しないというべきである。

以上のとおり、町と各法人の間に地方自治法第92条の2の規定における請負の関係があるとする申立人の主張は採用することができない。

よって、本件選挙における当選人は、公職選挙法第104条の規定により当選を失うものではない。

#### 4 結論

当委員会は、公職選挙法第216条第2項の規定において準用する行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年9月26日

北海道選挙管理委員会



委員長 水城 義幸

